

令和3年 第11回  
教育委員会臨時会会議録

令和3年4月27日 (火)

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2565号  
令和3年第11回臨時会

日 時 令和3年4月27日（火） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室（テレビ会議）

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	寺 原 真 希 子
	委 員	山 内 慶 太

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	星 川 邦 昭
	学校教育部長	湯 川 康 生
	教育長室長	佐 藤 博 史
	生涯学習スポーツ振興課長	河 本 良 江
	図書文化財課長	江 村 信 行
	学 務 課 長	佐々木 貴 浩
	学校施設担当課長	増 田 祐 士
	教育人事企画課長	瀧 島 啓 司
	教育指導担当課長	篠 崎 玲 子

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教育総務係	藤 井 俊 輔

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

日程第2 協議事項

- 1 港区立小学校における35人学級の対応について

日程第3 教育長の臨時代理に伴う報告事項

- 1 緊急事態宣言等を見据えた施設及び事業等の対応について
- 2 東京都の緊急事態措置等を踏まえた施設及び事業の対応の一部変更について

日程第4 報告事項

- 1 イギリスオリンピック委員会へのお台場学園の提供期間変更について
- 2 高輪築堤調査・保存等検討委員会の結果について

- 3 令和3年度学級編制等について
- 4 令和3年度いじめ問題対策連絡協議会等の実施予定について
- 5 令和3年度小中学生国内イングリッシュ・キャンプについて
- 6 後援名義等の3月使用承認について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の3月事業実績について
- 8 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 9 生涯学習スポーツ振興課の5月事業予定について
- 10 図書館の3月分利用実績について
- 11 図書館・郷土歴史館の3月行事实績について
- 12 図書館・郷土歴史館の5月行事予定について
- 13 図書館の令和2年度利用集計について
- 14 5月教育人事企画課事業予定について
- 15 みなと科学館の3月利用状況について
- 16 緊急事態宣言の再発令に伴う幼稚園、小中学校の教育活動について

「開会」

○教育長 ただいまから令和3年第11回港区教育委員会臨時会を開会をします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、中村委員にお願いします。

まず、本日の運営について、お諮りします。

審議事項第1「港区立幼稚園教育職員の人事について」は非公開での審議としたいと思います。

また、日程を変更して報告事項第16「緊急事態宣言の再発令に伴う幼稚園、小中学校の教育活動について」は、報告事項第5の後ろに行いたいと思います。

以上のことについて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、審議事項第1については港区教育委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき、非公開とし、報告事項第16については日程を変更し、報告事項第5の後ろに行いたいと思います。

日程第1 審議事項

1 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

○教育長 それでは、日程第1、審議事項に入ります。これより非公開の審議に入ります。

(非公開審議)

日程第2 協議事項

1 港区立小学校における35人学級の対応について

○教育長 それでは日程第2、協議事項に入ります。「港区立小学校における35人学級の対応について」説明をお願いいたします。

○学校施設担当課長 「港区立小学校における35人学級の対応について」ご説明いたします。お手元の資料ナンバー1を御覧ください。協議の内容です。法改正により、公立小学校の学級編制、令和3年度から令和7年度にかけ、40人から35人に段階的に引き下げられることに伴い、区立小学校においても、令和7年度にかけて段階的に35人学級を進めるというものでございます。

項番1「背景」です。公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、こちらの一部が改正され、学級編制が35人に引き下げられました。なお、第2学年から第6学年、こちらの方については令和3年度から令和7年度にかけて、段階的に35人とする経過措置が設けられております。

また、教室不足、このため、施設整備に一定の時間を要するなど、特別の事情がある場合には40人とする経過措置も設けられているというところでございます。

次に項番2、「35人学級とする場合の将来的な教室数の状況」です。恐れ入りますが、少しめくっていただいて、4ページを御覧ください。右肩上に「別紙」と書いてあるところです。こちらの方、必要教室数の推移というところで青い棒グラフ、こちらの方が、40人学級が継続した場合の必要教室数の推移というものです。赤い棒グラフ、こちらの方が35人学級化に伴うさらなる増加数を示しているものでございます。

次のページにスクロールしていただきますと、こちらの方が各学校における令和7年度までの状況を示すグラフとなります。黄色の折れ線グラフ、これについては見込まれる必要教室数の推移、また、緑と青、こちらの方の棒グラフの合計が準備の見込みの教室数というものでございます。令和7年度まで35人学級が見込める学校については外柰の方が青色で囲んでおります。

一方、外柰が赤色、これについては具体的な小学校で言いますと御成門中学校、下の方にスクロールしていただきますと、高輪台小学校、次のページになりますが、白金の丘小学校、こちらの3校、これについては令和6年度以降教室の不足が見込まれるというところです。今後とも児童推計、こちらを基に原則35人学級を目指しますが、対応に時間を要する場合、経過措置による40人学級というものでございます。

恐れ入ります。済みませんが2ページ目に戻っていただきたいと思います。項番3、こちらの方が「令和5年度までの学校の状況及び対応について」となります。これについては本年度、補正予算の中で対応していきたいということを考えてございます。現時点で教室が不足する表中の六つの学校、これについては令和3年度及び令和4年度に内部改修の工事や設計を行うというところでございます。各学校、これについては記載のとおりでございます。

令和4年度、これについては同じように令和5年度運用開始に向けて令和3年度、令和4年度ということで設計工事ということで、2年間こちらの方に工事の方を進めていきたいというところで、こちらの小学校についても記載のとおりでございます。

港南小学校は、必要教室数の増加が大きいというところで、令和5年度から仮設校舎のプレハブ、こちらの方の増築による運用をし、その間の教室不足、これについては令和3年度、令和4年度、こちらにかけて改修工事を行うということで考えてございます。

項番4「今後の対応について」です。令和3年度設計工事を行うために（1）こちらの方が第2回港区議会定例会での補正予算くお考えているものでございます。

次に（2）こちらの方が本年の第3回港区議会定例会の補正予算で港南小学校仮設校舎のプレハブ、こちらの方を考えてございます。令和4年度の当初予算の中で令和5年度に向けた改修を行っていくというところです。令和5年度以降、6年・7年度、これに向けた教室の確保について、今後の児童数推計値を基に対応を検討します。

最後に「今後のスケジュール」になります。5月6日の庁議を踏まえて、6月の第2回港区議会定例会の補正予算が了承された後に8月から11月にかけて実施設計を行います。

また、10月に改めて港南小学校のプレハブについて、第3回港区議会定例会の補正予算を予定しています。来年度に向けて令和4年1月から3月まで改修工事を行い、令和4年度に行う工事は

7月から8月、夏休みを使って工事を進めていくものでございます。

説明の方は以上になります。よろしくお願いいたします。

○教育長 田谷委員、どうぞ。

○田谷委員 どうも説明ありがとうございます。35人制ということで教室が増えることは必至になってくるのですけれども、ただいまご説明の中で、港南小学校の仮設校舎整備プレハブということがありましたけれども、どうも「プレハブ」と言うとイメージが悪いのですが、十分な教育環境は得られる構造なのでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

○学校施設担当課長 プレハブは、今10年間のリースを考えてございます。「プレハブ」と言っても、本設の仕様という形になりますので、構造的にはそんなに遜色ないというものでございます。環境についても特に支障がないように考えてございます。

○田谷委員 改めてお伺いいたしますけれども、教室としての十分な広さ、それから昨今の冷暖房設備、それから環境、換気を考えた窓。その辺のところは改めてお伺いしますが、いかがなのでしょうか。

○学校施設担当課長 空調設備や建物を配置する位置、それらも含めて、もちろん普通教室、通常考えれば大体62～3平米、必要になってきます。それらも確保しながら仮設の校舎をつくっていくというところで考えてございます。

○田谷委員 ご説明ありがとうございます。もう一つございます。令和6・7年度の教室の確保については、今後の児童推計値を基に対応を検討しますということになっておりますが、予想される今後の児童推計値というのが増加の傾向なのですか。それとも減少の傾向なのですか。

○学校施設担当課長 令和3年度の児童数が10,197人になります。その後、令和8年度については12,200人というところで増加傾向にあるというところです。

また、資料には令和7年度まで記載はしていないのですが、令和12年度までの児童数を推計し、確認しているところです。この中でも全体としては右肩上がり、急勾配だったところがやや緩やかな勾配になってきているというところでございます。資料の方がなくて分かりにくくて申し訳ないのですけれども、説明の方は以上です。

○田谷委員 どうもありがとうございます。私が知り得る限りでも、港南地区でもタワーマンションの新規の建設が決まっているようですし、私の地元の白金地区におきましても、大型のマンション現在建築中ということで、人口どうなのでしょうか。増える可能性、それに伴って子どもが増える可能性もあります。建物が追いつかないと、施設が追いつかないということがないように十分協議されて、今後も計画させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○学校施設担当課長 大型開発も含めた人口推計を基に検討していきます。ありがとうございます。

○田谷委員 よろしくお願ひします。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○山内委員 山内です。

○教育長 山内委員、どうぞ。

○山内委員 今ご指摘につながることで申し上げますけれども、短期的な部分としては令和7年度にかけて対応していく。これは当然の対応としてよろしいとは思いますが、やはり今のご指摘にもあったように、もう少し長期的な視点からこの問題を考えると大分つくれなくなるのではないかというふうに。

各学校においても、取りあえずもう35人学級に対応すると言っているのですけれども、ある意味それは今それ以外の、例えば生活の教室など、特別教室の方で使っていた部分も普通教室にするというような対応も出てくる。それ自体が教室の質の低下につながりかねないと考えます。

どうやって環境を維持するかということも重要な課題でありますし、今後の人口増にどう対応するか。児童数増・生徒数増にどう対応するかということも考えなければいけない。そのときに、今、令和12年度までの見込みはあるということですが、いつも申し上げていますが、推計するときに幅をちゃんと見て進める。予測というのは必ず正確には予測できない。予測の見込みと幅をもって、その高い方に行ったときでも対応できるのかということも含めて、きちんと検討しておかなければいけないと思います。

それからもう一つは、私の理解では、港区の場合に、今、高層マンションがどんどん増えていきます。そもそもは人口減のときに比較的高層マンションを、住居部分を含めた開発をしやすい形にして、それによって人口増にも結びついたという訳です。

それ自体は適切な判断だったと思いますが、これを今後続けていたらますます高層マンションが増えて、それはある意味ほかの保育園とかあるいは小学校、中学校の教育環境が下がってくるということなのです。その問題についてはどう考えるのかということも港区としてそろそろ検討を始めないと、他の周辺からどんどん人口を引き込んで、しかし教育環境が追いつかないということにもつながりかねないのではないかと。その点についてもぜひ、見解を教えてくださいたいと思います。

○学校施設担当課長 まず1点目、推計値に幅を持たせる、足りなくなったら困るという部分がございますので、推計値を含めて少し幅を持たせたような形で足りなくならないように検討はさせていただきます。

もう1点ですが、お話しされているとおり、定住人口確保というところで様々な施策の中で人口を増やしていったという経緯がございます。また、今後も高層マンションが増えるという部分を含めて、開発も含めた今後の土地利用について区長部局とも情報共有させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○山内委員 ありがとうございます。おそらく今後の対応について学校施設担当だけでなかなか対応できないことだと思います。その点について、今、区として何か今後への考えがあるのか。これ、教育長に伺った方がお話ししやすいのかと思いますが、いかがでしょう。

○教育長 実は今、山内委員からもお話があったように、港区平成8年に人口が15万を割り込んだということで、人口確保策ということで……をつけた開発をどんどん今進めてきたという状況がございます。

実は今、区の中で、今回の新しい基本計画をつくるときに、適正な港区の人口規模って考える必

要があるのかねということで、実は色々な議論がされています。その中で、まずはこの30万に達したとしても、その前は33万人ぐらいまでいたという状況もあるので、なかなかこの20平方キロメートルの中での適正な人口規模って示せるのかというのもあるって、例えば25万とか、色々な議論・検討も創造研究所も含めて行ってきた経緯はありますが、数値として出すのは、今回は見送ろうという状況がありました。

また、一方で今山内委員の方からもお話があったように、当然人口が増えればインフラ整備もしていかなければいけないという中で、開発の附置義務の部分で、今はポイント制にして、どちらかと言うと生活利便施設とか保育園とか、そういうインフラの部分の方で、人が増えても対応できるようにしていこうというだけになりますので、住宅の附置義務自体のポイントは非常に低い状況ですので、開発のこれまでの方向性としては結構変更してきているという状況がありますので、今そういう形で30万に達したときの体制は十分整っているのですが、それ以降どうなるかという部分はこの中で引き続き検討しているという状況でございます。

○山内委員 どうもありがとうございます。なかなか適正な人数、絶対値としては出しにくい。当然だと思う。やはりもう一つ、問題は人口減のときもそうですけれども、今の人口増も変化が急過ぎると。変化のスピードで行くと区もそれへのインフラの対応とか、対応し切れなくなっているのではないかという。やはりそこも含めて考える必要があるか。今後もどういうふうにバランスを取っていくか。これは教育もそうですし福祉もそうです。それぞれのところで考えなければいけない課題として、ぜひ考えて頂きたい。

○教育長 ありがとうございます。今の人口の構造の変化というところのお話も山内委員からございましたけれども、当然今まだ港区は全国に比べても東京都の中に比べても高齢化率は非常に低い状況がありますが、早晚高齢化も進んでいくということで、各公共の施設関係については、転用が可能な形でのスケルトン方式の建物をつくっていきこうという方向もお示してございまして、この話も今後はしばらく続く状況がありますが、例えば20年、30年後に少子化になった、子どもの数が止まった段階で、場合によっては学校の中に高齢化の施設も併設をするような形ができるような対応は現在から今取っているという状況でございます。参考までに説明をさせていただきました。

ほかはいかがでしょうか。田谷委員、どうぞ。

○田谷委員 人口の件は教育長のご専門なので、詳しくご存知だと思いますけれども、一つはコロナ禍で、割と地方へ出ていくという傾向も聞いております。転入をされるよりは東京都としては転出率の方が高いというような話も聞いております。その辺のところは、港区はいかがなのでしょう。

○教育長 まさに今お話があったように、コロナ禍の影響が東京都全体の人口の減少にもつながっている状況があります。これについては一過性のものなのか、あるいはそういうトレンドに今後なっていくのかというところはまだ分からない状況です。

今、各専門家が詰めているところなのですが、港区に関して言えば、当初30万に達するのは今回の基本計画の最後の年、令和9年という予想だったのですが、それが2年遅れて11年というこ



とで、基本的には若干このコロナの影響で止まるけれども、では減少に転じるかと言うとそういう状況でもないし、その幅も伸び幅も今のところは変わらない。要は開発がどンドンどンドンまだ区の中で進んでおりました、ただ今後、例えば住戸1,000戸あったときに充当率、港区に住所を移す人の割合が減ってきているのも事実でございます。

というのは投資目的だとか、海外の人がそういう形で買うということで、全部が全部そこに住所を移して住む人が増えるかと言うと、そういう状況が少しずつ変化してきている状況もありますけれども、これもなかなかトレンドとしてはまだ見極めている状況ということでございますので、いずれにしても、結構港区は政策創造研究所ということで、企画の中に民間の力も入れた新しい形の統計技術も活用して人口等推計をしておりますので、それをある程度間隔を詰める中で状況を見極めていくというところでございますけれども、基本的にはやっぱり税収もそうですが、経済の成長率と本当に比例している状況がありますので、今田谷委員からあったように社会経済によって変動幅が非常に大きいというところが、港区は今後も続いていくのかなと思ってございます。以上です。

○田谷委員 ありがとうございます。教室数が増えるのに比例して、教職員の数も増やしていかなければならないと思うのですが、昨今先生不足というような話も伺っているのですけれども、その辺の見込みはいかがなのでしょう。

○教育人事企画課長 田谷先生ご心配いただきますように、本当に教職員、定数や配置基準に基づいて配置されていく訳なのですが、昨今本当に採用選考に応募する倍率も下がってきている。そういう中で質を確保していくことが重要と言われております。もちろんこれに対して文部科学省、東京都教育委員会も色々な手を、策を練って、質の良い学生、教員を志望する学生に働きかけを今しているところであります。もし、先生方からも良いお知恵がありましたらお教えいただいて、私からも東京都の方にまた挙げていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○田谷委員 1点よろしいでしょうか、教育長その件について。今の瀧島さんの話のあったように、東京都の方にも働きかけをしていきたいということなのですが、一番の問題は教職員に魅力がなくてはいけないと思うんです。このところ、先生方の労働時間の問題なんかも大分問題にされておりますけれども、そういうことも踏まえて、教職員が魅力のある職場であるということを広く学生に知らしめる必要があると思うんです。そういう工夫というのは港区のみならず、東京都あるいは……問題でもあると思っておりますので、その辺のところは強く発信されたらいかがかと思っております。よろしく願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。山内委員、どうぞ。

○山内委員 今のことについて。これは本当に切実な問題で、やはり希望者が減っている中で採用がなければいけないということであれば、当然質は下がる、一般的に考えたらですけども。しかも難しいのは、港区としてできることって限られていて、採用においては東京都が採用し、また配置も東京都が行うので限界がある。その中でできることは、やはり港区に配置された人たちに対してどういうふうに、港区としての教育機能を高めるか。それをやっぱりしていけないといけないこ

とではないかと考えます。

今もずっと教育指導担当が携わっていることかと思えますけれども、港区に配置された方たちが港区にいる間にどう育てるのか、そのための方策を今後もう少し考えていかなければならないと考えます。それはほかにもモデルになるようなことだと思います。以上です。

○教育人事企画課長 ありがとうございます。私も先日土曜日ですけれども、「みなと授業錬成アカデミー」というNPO、退職校長先生方、園長先生方が主催してくださっていますけれども、土曜日の午後授業が終わって駆けつけてくる若手教員であるとか、まだ学生で教員志望の学生も数名来ておりました。やはりそういう中から、ぜひ港区に優秀な人材を送り込む。事前に情報が分かっていたら、東京都に「この教員を採用したい」という希望は挙げることでできておりますので、そんなところ地道にまずはやっていくこと、プラスなかなかそこには来られない方も職層研修等で、明日も中堅研修といって、10年目を超えた教員に対して研修を行いますけれども、そういったところで質を高めていく。

ただ、我々東京都の教員なので、異動がありますので、ずっと港区にいられる訳ではありませんが、何地区か回ってまた最終的に港区に戻って、充実した教育をしてもらえるような、そんな教員を育てていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではこの案件については以上とさせていただきます。

### 日程第3 教育長の臨時代理に伴う報告事項

#### 1 緊急事態宣言等を見据えた施設及び事業等の対応について

○教育長 日程第3、教育長の臨時代理に伴う報告事項に入ります。

報告事項1「緊急事態宣言等を見据えた施設及び事業等の対応について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 「緊急事態宣言等を見据えた施設及び事業等における対応について」ご説明いたします。臨時代理報告資料ナンバー1を御覧ください。

本件は緊急事態宣言等の実施を受けて、施設の休館、事業の休止、利用時間の短縮を行うことを港区教育委員会の権限委任に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時代理し処理しましたのでご報告し、ご承認を得るものでございます。

項番1、「処理内容」です。恐れ入ります。資料2ページ目を御覧ください。

経過でございます。4月21日、東京都は新型コロナウイルス感染症に関わる感染者数の増加や変異株の増加、また、さらに人流抑制を図ることを目的といたしまして、東京都を対象とした緊急事態宣言をするよう政府に対し要請いたしました。この要請を受け4月23日、政府は感染症に関わる緊急事態が発生した旨を宣言。また東京都も同日、東京都における緊急事態措置等を発表いたしました。

これを受けまして教育委員会は、東京都の緊急事態措置等を踏まえ、人流を抑制し、感染拡大を

防止するため、施設の休館、事業の休止、利用時間の短縮の対応をいたしました。

項番1、「施設及び事業等における対応」でございます。臨時に休館・休止する施設・事業でございます。スポーツセンター、武道場、郷土資料館、箱根ニコニコ高原学園、みなと科学館、学校施設開放事業。こちら、プール開放と遊び場開放事業を含んでおります。

次に閉館時間を20時とする施設でございます。生涯学習センター、青山学習館、運動場でございます。

続いて、事業等についてでございます。教育委員会が主催するイベント・講演会等の区民が直接参加する事業、こちらオンラインによる事業実施は除いております。これについても延期または中止することといたします。

恐れ入ります。次のページを御覧ください。項番2、「期間」でございます。令和3年4月25日から5月11日まで。

項番3、「周知方法」でございます。告示及び区ホームページ、各施設での掲示等、記載のとおりで、全て対応済みでございます。

恐れ入ります。先頭のページにお戻りください。項番2、処理の日には令和3年4月23日でございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいですか。

教育長の臨時代理に伴う報告事項2については、報告どおりご承認いただくことにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 異議がないということですので、教育長の臨時代理に伴う報告事項2についてはご承認を頂きました。

## 2 東京都の緊急事態措置等を踏まえた施設及び事業の対応の一部変更について

○教育長 次に日程3の臨時代理の2になります。「東京都の緊急事態措置等を踏まえた施設及び事業の対応の一部変更について」、説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 「東京都の緊急事態措置等を踏まえた施設及び事業の対応の一部変更について」ご説明いたします。臨時代理報告資料ナンバー2を御覧ください。

本件は東京都の緊急事態措置等を踏まえ、休業要請が出されている施設と同一の設備、事業・活動等の一部休止、開催の制限、入場整理を行うことを港区教育委員会の権限委任に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時代理し処理しましたので報告して、ご承認を得るものでございます。

項番1、処理の内容です。恐れ入ります。2ページ目を御覧ください。経過でございます。先程ご承認を頂きました施設等の対応方針は前回までの緊急事態措置等と同じ形式で示されることを前提に検討を進めてまいりましたが、今回4月23日の夜に示された形式はこれまでのものと大きく

異なるとともに、運動施設や集会場に対しての無観客開催など、新たな要請事項が加わっております。こうしたことから教育委員会では施設、事業、運営に対しての制限を設けることといたします。

項番1、施設・事業運営に関しての制限でございます。まず今回の緊急事態措置等では、特定の施設に対して法第45条第2項の規定に基づく休業要請がなされております。教育委員会では、これらの緊急休業要請が出されている施設と同一の設備、事業・活動、例えばカラオケ、運動を伴う体育館の利用、マージャン、映画上映などが含まれます。については全ての施設で休止いたします。

恐れ入ります。ページを送っていただきまして、2のイベントの開催制限でございます。こちらでも緊急事態措置の中では、こちらは屋外になりますけれども、法に基づき集会・展示施設や運動施設に対する「無観客開催」やイベント主催者等に対する無観客開催が要請されてございます。教育委員会ではこうした要請に基づきまして、こちらは保護者とか介助者を除いておりますが、観客を招いた施設利用に係る貸出は行わないことといたします。

続きまして各施設における入場整理でございます。こちらについても運動施設、こちらは屋外でございます。また、図書館における入場整理を行うよう協力依頼がございました。こうした依頼を踏まえまして、人流を抑制するとともに、施設等における感染防止対策を徹底するため、各施設において「業種別ガイドライン」に基づく入場整理を行うことといたします。

項番2、「周知方法」についてはホームページ等記載のとおりでございます。

恐れ入ります。先頭ページにお戻りください。項番2、「処理日」は令和3年4月26日でございます。

簡単ではありますが、説明は以上です。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。教育長の臨時代理に伴う報告事項2については、報告どおりご承認いただくことにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、教育長の臨時代理に伴う報告事項2についてはご承認いただきました。

#### 日程第4 報告事項

##### 1 イギリスオリンピック委員会へのお台場学園の提供期間変更について

○教育長 それでは日程第4、報告事項に入ります。「イギリスオリンピック委員会へのお台場学園の提供期間変更について」説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 「イギリスオリンピック委員会へのお台場学園の提供期間変更について」ご説明いたします。報告資料ナンバー1を御覧ください。

まず報告の内容でございます。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催延期に伴い、イギリスオリンピック委員会へのお台場学園の提供期間を変更いたします。

項番1、「経緯」でございます。平成30年12月3日、区は東京2020オリンピック競技大会期間中、お台場学園を「スポーツ・サービス・センター」として提供することについて、BOAと契約を締結いたしました。その後、東京2020オリンピック競技大会の開催日程が延期され、区はBOAと延期後のお台場学園の使用期間について協議し、令和3年3月18日、公有財産の使用期間の変更について決定いたしましたので、提供期間を変更いたします。

項番2、提供期間でございます。変更後ではありますが、令和3年7月10日から8月11日まででございます。

なお、BOAのお台場学園提供に伴いまして、お台場学園の夏季休業期間を変更いたします。変更後ですけれども、令和3年7月10日から8月31日まででございます。

項番3、「今後のスケジュール」でございます。令和3年4月28日、変更契約を締結し、5月13日にはお台場地域連絡会で情報提供及び区民への周知を行います。7月10日、BOAがお台場学園の使用を開始いたします。

簡単ではございますが、説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

田谷委員どうぞ。

○田谷委員 今回の処置によって、お台場学園の夏休みが11日間早くなると思うのですが、その分の授業日程は何か代替があるのでしょうか。どうなのでしょう。

○教育指導担当課長 昨年度はもし実施していたとしても、授業時数については年間の中で確認をしていて、日にちをほかの学校と比べて増やすということはないのですけれども、普通の通常の授業の中で、例えば6時間だったのを7時間にする日を多くしてきたりとか、年間を通して計算をして、学びの少ないことはないようにということで計算してございます。

今年度も今調整中でございますので、きちんと時数を確保していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○田谷委員 ありがとうございます。コロナ禍で対面の授業とかそういうのが減っておりますので、うまくその辺のところを調整いただきまして、十分教育の場を子どもたちには変わらず与えていただきたいと思っております。

それともう一つなのですが、こうやってお台場の施設をイギリスの方たちにお貸しするということなのですが、その分何かイギリスの方たちからお返しと言うんですかね、何か例えば選手との交流があるとか、何かそういう見学ができるとか、そういうようなものはあるのでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 今そこができるかどうかBOAとは調整をしているのですが、やはりコロナ禍の中ということもありまして、選手と直接交流というのが、直接の対面での交流というのが難しい状況でございます。色々工夫して、例えばオンライン等を工夫しながら、そういう交流事業ができるかどうか今調整をしている最中でございます。

○田谷委員 なかなかその辺のご苦労も多いことだと思います。ただ、お台場の子どもたちにとっ

て、またお台場の区民にとって、ああ、イギリスオリンピック協会に貸してよかったなと思われるような、決してそれが彼らにとって負担だけではなくて、何かそういう楽しみというのか、子どもたちの将来に希望を与えるような活動にしていただけたらうれしいと思います。よろしくお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 今、委員のご意見も参考にいたしまして、BOAと交渉していきたいと思っております。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。山内委員、どうぞ。

○山内委員 この点で少し頂きたいのですけれども、そういう交渉、BOAと今ずっとなさっている中で、BOAは協力的に交渉できているのですか。それとも非常に苦勞される相手でしょうか。率直なところ教えていただけますか。

○生涯学習スポーツ振興課長 BOAは意外と好意的に協力をしていただいている状態です。ただ、やはり先程もお話いたしましたけれども、コロナ禍ということで、なかなか対面というのが結構厳しいのではないかとということで、ただ、好意的に交渉していただいている現状でございます。

○山内委員 ありがとうございます。いい環境をどう作っていくかというのは単にその期間だけではなくて、その後もBOAと港区とのいい関係をつくる中でその後の教育事業に生かせればいいと思います。そういう意味で何かお考えはおありでしょうか。

○教育長 ありがとうございます。補足をさせていただくと、非常にBOAとは昨年来いい関係が続いていて、去年コロナがなければ本当に色々な交流をするということで、大使館のメンバーの方も何回も私のところにも来ていただいて、いい関係が続いているのですが、とにかく今はコロナということで、選手自体との接触が逆に向こうの方も子どもたちにとってそれがいいのかどうかというところもありまして、今担当課長の方からもお話がありましたように、では別な形でということで鋭意検討を進めておりますので、また、内容が決まりましたら皆さんの方にはお伝えをしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

## 2 高輪築堤調査・保存等検討委員会の結果について

○教育長 それでは次に、「高輪築堤調査・保存等検討委員会の結果について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 それでは報告資料のナンバー2を用いまして、「高輪築堤の調査・保存方針」につきましてご報告いたします。

報告内容でございます。東日本旅客鉄道株式会社の開発区域において出土しました高輪築堤跡について、同社が設置した「高輪築堤調査・保存等検討委員会」（委員長・谷川章雄早稲田大学人間科学学術院教授、港区文化財保護審議会委員）における検討結果を踏まえまして、同社が「品川開発プロジェクト（第Ⅰ期）における高輪築堤の調査・保存について」において方針を発表いたしました。以下のとおりご報告いたします。

項番の1でございます。「品川開発プロジェクト（第1期）における高輪築堤の調査・保存について」。これは2の「高輪築堤調査・保存等検討委員会」の見解を踏まえまして、最終的に発表されたものでございます。

2ページ目を御覧いただけますでしょうか。東日本旅客鉄道株式会社が4月21日午後3時にプレスという形で発表いたしました。高輪築堤の調査・保存方針でございます。枠囲みの中でございます。

JR東日本が進めている品川開発プロジェクトエリア内で出土した高輪築堤について、考古学・鉄道史などの有識者で構成された高輪築堤調査・保存等検討委員会において、調査・保存の在り方を議論・検討してきましたが、このたび、調査・保存方針が取りまとめられました。

一つ目です。橋梁部、これ第7橋梁部でございます。これを含む約80メートル及び公園隣接部約40メートルの2箇所を現地保存とする。第7橋梁部は3街区、公園部分は2街区にあります。

二つ目です。信号機土台部を含む約30メートルを移築保存とする。これは、4街区のことを言っております。記録保存箇所については、詳細かつ慎重な調査を行う。これは、1から4街区全てについてのということになります。

委員会における取りまとめを踏まえ、現地保存・公開などの検討に着手するほか、諸分野の知見に基づき、詳細かつ慎重な記録保存調査を進めますということになっております。

少し飛ばしまして、項番の1でございます。築堤の調査・保存方針に関する取りまとめについてということで、検討委員会において7回の会議が開催されまして、以下のとおり取りまとめられたということで、ここの(1)に築堤の文化財的価値の評価が要約される形で3点挙がっております。

日本の近代化土木遺産を象徴する遺跡であるということ。そして、橋梁部（第3街区）のところは、錦絵に描かれた当時の風景をそのまま残して、日本の技術と西洋の技術を融合しているということ。信号機土台部（4街区）を含む前後の築堤は、鉄道らしい景観を呈しているということになります。

その次の3ページ目を御覧いただけますでしょうか。委員会での取りまとめを踏まえましてJR東日本の取組について、要約がイラストも含めまして記載をされております。

(1) 現地保存・公開の橋梁部です。ここは橋梁部を含む約80メートル（3街区）について現地保存を行い、建設当時の風景をそのまま感じられるように公開しますとあります。

これはこの第7橋梁部、ここの写真がございませうけれども、これを残すためにここに建設予定でした建物を海側に十数メートル移動させるという、そういう設計変更を行っております。まだこれは完全に行政側との手続などの処理はまだこれからということになりますけれども、かなりの開発経費の負担増を招くような、そういう設計変更がなされたということでございます。この部分については港区教育委員会の要望にも沿うものでございます。

二つ目です。公園隣接部、これは2街区ですけれども、公園隣接部の約40メートルについて、文化の発信拠点である文化創造施設と一体的に公開することで、築堤を身近に感じられるようにしますということで、この公園は港区に提供公園ということになる部分でございます。この部分に築

堤が見られるような形をつくるということです。

(2) 移築保存です。信号機土台部を含む約30メートル(4街区)を移築保存します。移築先は高輪ゲートウェイ駅前の国道15号沿いの広場を基本的に検討しているということで、移築するに当たっては記録保存調査も行った上で保存をするということになります。

4街区、これは高輪地区、高輪ゲートウェイの駅のちょうど前の部分になっておりまして、この部分の建物を海側の方にずらすということができなかつたために、こういう結論になっている訳ですけれども、なぜできなかつたかと言うと、これは駅が既に開業しているということ、そして駅前の道路も既に供用が開始されておりますので、建物をもしずらせば、もう道路にぶつかってしまうという事情がございました。このため、建物を移築・移設すると、設計変更するということが難しかったということでございます。

4ページ目を御覧いただけますでしょうか。記録保存調査について記載されております。この図で黄色の部分が記録保存調査の範囲ということになります。1街区、2街区、3街区、4街区にわたっております。ここに図に記載がないのですけれども、1街区の左側、より田町側の方向にも実は築堤は伸びておりまして、その部分は建物工事等は影響はございませんので、そのまま築堤が残るということになります。黄色の部分については記録保存を行った上で、高輪築堤が壊れると。なくなるということになろうかと思えます。

3番目、建物計画などの変更についてということで、橋梁部(3街区)などの現地保存・公開を進めるため、3街区建物などの計画変更を行うということでございます。JRの主張ですと数百億円の費用増になるということが言われているところでございます。

5ページ目は飛ばしまして、6ページ目を御覧いただけますでしょうか。JRの方針の発表の際に踏まえた高輪築堤調査・保存等検討委員会の見解についてでございます。

その次のページ、7ページ目を御覧いただきたいと思えます。高輪築堤調査・保存等検討委員会を構成します4人の委員の方々が、見解をこのような形で発表されております。3段落目を御覧いただきたいと思えます。「高輪築堤跡は日本の近代を象徴する遺跡であり、国指定史跡にふさわしい文化財的価値を有している。」ということです。

その3行程下の真ん中辺ですけれども、「3街区の第7橋梁橋台部・築堤部約80mの『現地保存』を要望した。」ということ。

その次の行に、「3月22日に『高輪築堤跡の文化財的評価と保存の方針について』を示し、改めて1～4街区の高輪築堤跡の遺構について、明治時代の錦絵に描かれた東京の文明開化の風景をそのまま残す第7橋梁橋台部・築堤部約80m、および4街区のわが国最初の信号機跡を含む鉄道路らしい景観を呈する築堤の可能な限り長い区間の『現地保存』を」要請したということでございます。

その以下、少し長いですが、「4月19日に開催された高輪築堤調査・保存等検討委員会において、JR東日本は3街区の第7橋梁橋台部・築堤部約80mおよび2街区の公園隣接部の築堤部約40mを『現地保存』し、4街区は『記録保存』とした上で、信号機跡を含む約30mを高輪ゲートウェイ駅前の国道15号沿いの広場を基本に『移築保存』を検討する案を提示した。検討委



員会は、第7橋梁橋台・築堤80mの現地保存を決定したことは評価する。一方、4街区を記録保存することはその文化財的価値を損なうために承認できないけれども、開発計画の時間的制約からこれをやむなしとせざるを得なかった」と。

「なお、検討委員会は、今後高輪築堤跡の『記録保存』が詳細かつ慎重に行われること、それから最後になりましたけれども、「5街区、6街区については築堤の『現地保存』を考慮した開発計画を策定することを要望する。」このような見解を表明されております。

この検討委員会の判断を踏まえた上で、JRが方針を発表したということになります。

その次のページでございます。昨夜遅れましたけれどもお送りしたものでございます。これは港区の文化財保護審議会の構成員の皆様の方に、4街区を先日視察をしていただきまして、その結果として「高輪築堤跡の保存活用に関する要望書」を提出するという形で、今見解を示されたというものでございます。なお、港区文化財保護審議会構成員が要望書を提出しますのは、今年の1月22日付に続いて第2回目ということになります。

もう1枚のページを御覧いただけますでしょうか。これが昨日4月26日付で高輪築堤跡の保存活用に関する要望書として提出されたものでございます。上から4行目です。「4街区部分には、鉄道を安全に走らせるための技術の一つである信号機の土台跡と共に、高輪海岸の形状に合わせて建設された海上の築堤が380メートルにわたって検出されており、鉄道遺構らしい連続性を備えた様相を呈した貴重な遺構です。4月21日、貴社プレスリリースにおきまして、この4街区については、多くが解体されるとの発表を受け、遺憾の意を表明します。

Ⅱ期工事に当たる5・6街区につきましても、遺構が残されている可能性が高いと推察いたします。今後行われる開発計画の策定に当たっては、遺構の存在を前提とした検討をお願いいたします。」

最後の下から4行目ですけれども、「記録保存調査については、詳細かつ慎重に行われることを期待します。」これは国の文化審議会、文化財分科会から文化庁長官に宛てられました「高輪築堤の保存について（建議）」にもありますように、「本遺跡の国史跡指定を目指して、関係機関と協力して、必要な準備・取組を進められることも要望します。」このような形で審議会の方からご意見を頂きました。

JRが設置しました有識者による検討委員会の方には、港区文化財保護審議会の委員も委員長として参加をしているところでございます。検討委員会の方では4街区については極めて残念ではありますけれども、様々な制約からやむなしという、そういうギリギリの判断を行ったというように聞いております。港区文化財保護審議会の方もその状況を十分に理解をした上で、昨日のこの要望書を発行したというように聞いております。

報告の方は以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長 課長の説明の中で、文化財保護審議会構成員のメンバーが昨日に出したやつが、いつに続いて2回目というところがちょっと途切れたようになっていますので、そこだけもう一回説明してもらえますか。

○図書文化財課長 申し訳ありませんでした。令和3年1月22日付で要望書を発行しております。

それに続いて、昨日4月26日付が2回目ということになります。お願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。それではただいまの報告について、ご質問等はございますでしょうか。

○山内委員 今回のJRのプレスリリースは残念な内容ですが、その議論を再確認する上で、最初に教えていただきたいとか再確認したい。教育委員会の文化財保護に関する責務、権限というのはどういうふうに認識されていますでしょうか。教育委員会が文化財保護に関しての責務と権限をどういうふうに有しているか。

○図書文化財課長 教育委員会の文化財保護に関する責務と権限ということですがけれども、文化財保護法に基づきまして、地元の教育委員会、市区町村の教育委員会として対応を行うということになります。基本的には事業者への要請、またはお願いなどについて基本的には全て行政指導という形で行うということになります。

教育委員会の権限、責務ということですがけれども、文化財保護に関しては文化財保護法という法律がございます。こちらの法律に従いまして、地元の教育委員会として事業者を指導するということになります。様々な指導と言いますけれども、全てこれは行政指導という扱いで基本的には行っているということになります。

○山内委員 ありがとうございます。私も研究したところで、教育委員会の権限の中で文化財保護法が規定していると理解しています。なぜ教育委員会が所管するのかということについて、改めて確認しておく、これは以前に中教審の答申の中にもありますけれども、その一節で非常に重要なので読んで確認した上で話をしたいと思います。

2013年の中教審の答申の中で、文化財保護に関する事務というのが政治的中立性とか継続性、安定性の確保、そのほかに文化財は国民共通の貴重な財産であり、一旦滅失、毀損すれば原状回復が不可能であるといった特性や首長部局が行う開発行為との均衡を図る必要があることから、現行制度では教育委員会が所管するとされています。そういう特性や必要を踏まえて教育行政が担当している訳です。これが認識な訳です。

つまり、どうしても首長部局が担当した場合には開発行為の方に引っ張られる恐れもあるので、文化財保護の観点からは中立的な教育委員会が権限を有しているということがまず認識としてある。

一方で、平成30年の改正文化財保護法では、首長部局も条例をつくれれば対応できるようになりましたけれども、それも目的は未指定を含めた文化財のまちづくりの糧として、社会総ががりでの検証に取り組んでいくことが必要。そういう認識の下でやっているということで、やはりいずれにしても、一旦滅失、毀損すれば原状回復が不可能になるということを考えて、開発行為に対してのきちんとした均衡を取るためにも、教育委員会が担当するという認識だということだと思います。それで間違いはないですね。

○図書文化財課長 はい、間違いございません。

○山内委員 その上で一ついくつか今回のことについて、ご相談したい。

一つは今回重要な点は、港区教育委員会としての要望を出したのは第4街区の発掘の結果を踏ま

えたものではなくて、第1街区から第3街区までの発掘の中で出した要望。当然それ以降の新たな発掘で歴史的価値の高い、あるいは歴史的価値が高い可能性があるものが発見されれば、専門家の評価を待って判断をするのは当然のことですし、事業者もそういう評価をするのは当然のことというふうに言えます。

それを考えたときに、JRは今回文化財保護審議会の委員の方々が見学をしたのが4月8日、10日、20日というように4月に入ってからの状況な訳ですけれども、それにもかかわらず、そういうJRから第4街区について、専門学者、幅広い専門学者の十分な評価を待たないで判断をしてプレスリリースしたということについては、極めて不誠実な態度ということ、このことは言わざるを得ないと思います。

それからもう一つは、港区、区長はまた区長のお立場でこういうご発言をされるのに、あまり強く申し上げるのは申し訳ないのですが、教育委員会としてもこの結果を了解しているような、了承して歓迎しているようなプレスリリースを出したということについては、私としては極めて残念だと申し上げざるを得ないと思います。

前回の教育委員会の場でも文化財保護審議会の委員の方々の意見を頂いて、その上で対応を考えなければいけないということは申し上げて、それは了解を得ていたことだと思います。このプレスリリースも教育長のコメントというのは、実は私としては残念と言わざるを得ないというふうに思います。

その上で、このまま教育委員会として何もメッセージを出さないというのは、文化財保護に対しての、今後に対して悪い前例をつくること。結果としては変わらなくても、文化財保護に対して港区、あるいは教育委員会の今後に向けて良い前例になるように態度を示すという……。

それが今後の結果としては変わらないかもしれないけれども、JRがきちんと今後の対応を真摯にしていく。あるいは第5街区等に対してもきちんとしてもらうためには必要だというふうに思っています。再度要望書は出す必要があるのではないかとというのが私の意見です。

まず、ここまでで一旦私の話をとめます。

○図書文化財課長 まず、1点目の方ですけれども、4月に4街区につきまして、検出調査が終わったのがかなり少し後に、3街区より後になりまして、公開されたのが4月に入って、一般公開されたのが4月に入ってから。もちろん先生方に御覧いただいたのも4月に入ってからということですから。審議会の方々も含めてそういう状況でございました。

なかなかJRの方も様々なスケジュールもありましたし、何しろ800メートル以上にもわたる検出調査ですので、それは時間的な経過がある、時間がかかるというのはやむを得なかったのですけれども、なかなかより幅広い方に多くの方に十分に見ていただいた上で、最終的な結論を出すという、そういう余裕がなかったということは本当に残念な結果だったと思います。

2点目の方のプレス発表を受けての、港区教育委員会教育長としてのコメントの発表の部分でございましてけれども、今回あのような形でコメントを先行する形で出させていただきましたことは、まず一つお詫びを申し上げたいと思います。申し訳ございませんでした。

教育委員会としても、JRの対応全てを支持する訳ではございませんで、一定程度評価するというような表現を加えまして、全てを評価している訳ではない。3街区の部分、第7橋梁部を残すという判断については評価をするけれども、それ以外の4街区の部分も含めた部分については、要望どおりにはなっていないという部分で、そこについては評価をしないという意味で「一定程度」という表現を記載をした形でプレスを出してございます。このような経緯でございまして、色々と申し訳ございませんでした。

○教育長 山内委員、いかがでしょうか。

○山内委員 まずJRがスケジュールの関係で期間がなかったということについてですけれども、やはりそれは文化財、あるいは歴史的遺産をどう扱うかということに対しての理解がなさ過ぎるということだと思います。

つまり、ある意味で今回の遺跡について見ても、この遺構というのは江戸時代からの色々な日本の技術があり、主として幕末にイギリスに留学をした土木技術者の技術が入り、そしてお雇い外国人の技術も入るという中で、というのがあるのです。江戸時代の以降の洋学の蓄積があって、あるいは色々な技術があっただけです。しかもそれが150年にわたって保存、運良く、結果としては保存されてきたものである。

その扱いを決めることに対して、単に建築計画のスケジュールの余裕がないからということで決めるというのはあまりに拙速過ぎるし、歴史的な遺産に対しての社会的な責任というものをJRが持ってなさ過ぎるということだと思います。それを基に了解していいものではない。

○中村委員 そもそもなぜそんなに早く区長と教育長のプレスリリースをしなければいけなかったんですかね、そもそも。教育委員会の中でも揉むなり、区長部局とどうしても足を合わせたかったというのがあるのかもしれませんが、そこはちょっと教育委員としても納得できないところです。

内容云々、今山内委員が言われたとおり、私も内容に対しては非常に不満ですけれども、そもそもなぜあんなに手続として、私には拙速としか思えないのですけれども、この辺説明してもらえませんか。

○図書文化財課長 コメントのことなのですが、今回これだけ注目された大きな事案であったということもございまして、あのような形でJRがプレスをいたしますと、もうマスコミの方から区長のコメントと、または教育長のコメントという形で、取材が殺到してまいります。その混乱を避けるということもございまして、速やかに先行してコメントを発表していたということもございまして、

実際コメントを使って報道した報道機関もございまして、そういう混乱を避けるという意味で速やかに行ったということもございまして、教育委員会の方にご報告が遅れましたこと、本当に申し訳ございませんでした。

○中村委員 ということはマスコミ対応しか理由はないということですかね。

○図書文化財課長 マスコミ対応ということでコメントを発表したものです。

○中村委員 首長部局と何か内容については協議なかったのですか。

○図書文化財課長 同時に発表いたしますので、情報の交換は行っておりますけれども、それぞれ区長部局は区長部局でコメントを作成しております。

○中村委員 お互いこういうものだというので、内容についてはお互いは知った上でやったのですか。

○図書文化財課長 お互いに原稿はそれぞれ調整をした上で作りまして、一つに合わせてこういう形で同時に発表しようということで、調整してやっております。

○中村委員 そういう意味で、マスコミ対応として急がなければいけなかったというのは分らないではないですけれども、だけれどもやはり、事前に我々教育委員会、あるいは港区の文化財審議会の方が要望を出していた内容とはやはり相当乖離する内容であることは間違いのない訳ですから、やはりそれを一方的に批判するようなコメントは出せないとは思いますが、区の立場として。

ただ、やはり出すのであれば、もう少し慎重な手続で、我々委員にも「こういう内容でどうなんだ」というようなことをしっかりと、ある程度事前に、委員会開くまでは行かないでしょうけれども、持ち回りでどうですかねというような形で、手続はやってほしかったというのは、私もプレスリリースを見たときの正直な感想です。なんでそこまで早くやらなければいけないのかという感じですが。マスコミにも非常に、区としてどういう対応をすべきか。区がお願いしていた、教育委員会がお願いしていた内容とは大分異なるので、コメントを簡単に発表する訳にはいかないの、しばらく待ってくれというようなことは言うべきだったのではないかなと思いますが、それは教育長はどう思われますか。

○教育長 今の件については、各委員さんからのご指摘も踏まえて、本当に反省すべき点もあったかと考えてございます。ただ、この築堤の関係に関しては、これまで本当に長い期間を通して調整をしてきた状況、あるいは国も東京都も含めた中での様々な調整の中での一定の結果という形で、検討委員会の皆さんもコメントにあるような形での回答があったということで、我々としてもやはり一定の成果はあったと思っておりますので、そこの中でのマスコミ等への対応という形で発表させていただいたものでございますし、担当課長の方からもお話があったように、区長部局の方でも調整をした中でああいうコメントになったという経緯でございます。

今日頂いたご意見については、本当に我々の方でも改めて検討させていく中で、今後に生かしていきたいと考えてございます。以上です。

○中村委員 あと、4街区の例の信号の部分です。この部分だけを移築するというのは非常に私としてもこの間現場を見て、あそここの部分は今回の審議会が出した要望書にも書いてありますけれども、まさに非常にあそこだけを、しかも移築するという形での保存であれば、文化財としての価値は相当落ちると思うんですね。やはりあそここの部分は真っすぐ来ているところは、ちょうど海岸線に寄ってカーブをするというところで、非常にあの全体を何とかそのまま移築するという形を取らないと、あのまま信号機だけばっと取って、ほかの方に移築するというのだったら、相当文化財価値としては下がると思うし、そういう意味ではもう一回ちゃんと、こちらとしては不十分じゃな

いかということで、やっぱり教育委員会としては意見を言うべきではないかと思えます。

先程の説明の中では、どうもそれができないのは、何かあそこに建っている、建てる予定の建物をゲートウェイの駅の海の方に移動することができないというのが理由のようですけれども、別にそちらの方だけではない訳ですよ。あれだけ広い敷地ですから、建てる予定の建物をゲートウェイの駅の方だけに移動するのではなくて、ほかにも色々な移動場所あるはずですから、それをできないのだということをしつかり理由として聞かないと、移築保存しかないんだというのはちょっと納得できないかなと思うので、そのあたり。なぜどうしても移築じゃないと残せないのかというところは、もう少ししつかりと、JR側にしつかり理由を聞いて、こちらにも意思を明確にして示していかなければいけないかなという気はします。以上です。

○図書文化財課長 ただいまご指摘の事です。4街区の信号機部分、前後30メートルを移築というふうにJRは言っていますけれども、この部分につきましても実は有識者による検討委員会の中で随分と議論になりました。3街区の方は建物ずらせて、4街区の方は設計変更できない、残せない。それはなぜなのか。これについて4街区の方ができない理由というのを社会に説明するという、そういう説明責任を負っているんで、自分たちとしては、そこはしつかり説明してほしいという、そういう議論は随分時間をかけて行ったと思います。

4街区の方、実は確かに広い380メートルという広い敷地なのですけれども、ほぼ建物が敷地全体ギリギリいっぱいまで立つ計画になっています。その上、海側の方もこれは駅が既に供用を開始されているということで、駅の下の道路も供用を開始されておりまして、もう道路ギリギリの設計になっていますので、これを海の方にずらせば道路にぶつかると。道路にぶつかるだけでなく、道路の下にはインフラも通っておりますので、その部分の対処もどうにもできないということになります。

それから4街区の部分については第一京浜沿いの方の小規模地権者の方々、区民の方々が今一時退去しているという事情もございます。その方々が戻ってくる場所もそこの中につくられていくということになっていますので、それらの関係から行きますと、どうしても建物ずらしたり、ほかの場所に持っていくという、そういう変更ができないということになります。ここについては図面も随分詳細な図面、または移築、移転させるような計画、方向性ができるのかどうかという図面も含めて細かい検証がされまして、検討委員会の方でももうこれならばやむを得ないという、そういう結論に至ったというところでございます。

なお、信号機の部分、確かに直線からカーブを信号機を経て、カーブをして品川駅に入っていくという、そういう位置に信号機がございます。これは鉄道工学の専門家の方から、当時のイギリスのルールでは目標物から900ヤードの位置に信号機を設置するという、そういうルールがあったということで、その目標物というのは当時の品川駅、今よりもう少し先の方にあります。その品川駅を意識したものですので、そういう当時のルールも踏まえた上で、なるべく文化財的価値を損なわない形で移築するよという、そういう指導が出ておりますので、当初JRの方も3メートル掛ける3メートルの信号機部分だけを移築すると言っていたのですけれども、それも踏まえて前後

も含めて30メートルの高輪築堤の中に信号機があったということが分かる形で移築をするということ。それから900ヤードという点も含めて、なるべく当時の品川駅から900ヤードの位置に移築をするということで検討しています。

また、建物ができたとしても、元々信号機があった場所には印をつける、サインをつけるなどして明示をすることで、そこに日本初の信号機があったということが分かるような形で残していきたいということをございます。ちょうど東京駅の中に浜口雄幸が狙撃されました部分に印がついております。あのような形で印をつけるというようなイメージで考えているところです。よろしくお願いいたします。

○中村委員 ということは、検討委員会の中でも、今私が申し上げたことは検討した上で、現場保存はどうしても計画上はできないということを十分に協議した上での結論だったということですかね。

○図書文化財課長 先生がおっしゃいましたとおり、検討委員会の中で相当な十分な協議が行われた中で、このような結論になったということをございます。

なお、これらの協議の結果、当時の議事録、またJR側が提供しました資料などにつきましては、近々JRのホームページにて全てを公表しまして、社会的な責任という意味で全て公表して、全国の方にそれをご理解いただくという予定になっております。

○中村委員 分かりました。ただそういうのであれば、もう少しプレスリリースのプレスの内容を考えるべきなような気がします。それは全然感じとれないじゃないですか、あの文章。だから、それは、その事実は分かりましたけれども、そうであればその辺のところをもう少し分かる、港区としては本当はこうやったのだけれどもこういうところはやむを得なかった。だからそういう意味ではやむを得ないし、この結果をある程度認めざるを得ないみたいな。そういうような形にしないと、あれだと何か、今まで何のためにやってきたみたいな、そんな感覚が受けるようなプレスリリースだったなという気がします。以上です。

○図書文化財課長 プレスのことは誠に申し訳ございませんでした。今後よく生かしてまいります。申し訳ありません。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○山内委員 高輪築堤調査・保存等検討委員会で審議を尽くしたということでありますけれども、ただ、外部としてみると、おそらくその見解の報告からすれば、3月22日に可能な限り長い街区の現地保存を求め、その上で4月19日の会議の中でJRが答申を、一定こうしたいと出してきたということで、それで十分な時間を会議としては時間を取ったのかどうか。今ひとつ理解できないところではありますけれども、いずれにしても保存等検討委員会も4街区について、文化財的価値を損なうために承認はできないというようなことも出している訳ですよ。だから、やっぱり専門的に見れば、承認できるものではないというのがこの見解かと。これはJR東日本がつくった委員会においてさえそういう見解が出ているということは、やっぱり十分に読み取らなければいけないというのが一つです。

それから文化財保護審議会の方でも、遺憾の意を表明するというと同時に、高輪築堤跡という貴重な遺跡の持つ高い文化的価値、歴史的価値が永遠に失われることのないように十分に配慮するとともに、可能な限り現地で保存できるように引き続き検討をお願いいたします。というのがこの見解ですよね、要望であると。ですから、そういう意味ではやはり、プレスリリースの港区の見解というのは早過ぎたと思わざるを得ないです。

マスコミ対応ということですがけれども、やはり少なくとも教育委員会は文化財の歴史的な価値をきちんと評価をして、必要であれば保存に対して力を尽くすというのが一番の責務な訳です。だから、それを損ねてしまったということはこれ大きな、その態度を示せなかったというような問題で、逆にマスコミからの問合せは少なかったということなのですからけれども、私のところでは歴史関係の専門家からは、教育委員会は何をしているのかと、批判の連絡はいくつか受けています。それは当然のことなので。

その上で今後のことについて提案ですがけれども、やはり教育委員会としてはきちんとこの文化財保護審議会の要望書なども踏まえて、再度要望書を出しておいた方がいいのではないかと思います。見解の要望書はあくまで第1街区から第3街区までの結果を踏まえた要望書ですので、今回追加での要望書は出しておくことはすべきかと。おそらくそこで書くべきことは次の四つだと思います。

一つは第1街区から第3街区の対応については、こちらからの要望書を最低限受け入れて計画変更したということについては、ある一定の評価をしますということです。

それから2点目は第4街区については、発掘結果について、まだ専門家に十分視察、見学の検討の時間、機会を与えないままで短い時間でJRが方針を示したということは、文化財保護に対する態度としては極めて遺憾であるということ。

それから3点目は、審議会委員の専門家の要望書の見解を見ても、その審議会の要望書の意見、4街区部分においては、鉄道を安全に走らせるための技術の一つである信号機の土台跡とともに、高輪海岸の形状に合わせて建設された海上の築堤が380メートルにわたって検出されており、鉄道遺構らしい連続性を備えた様相を呈した貴重な遺構ですとの評価を得ていると。それに基づいて現地保存に向けた再考、再度考えるの再考を強く期待する。

4番目としては第5街区については保存を前提にした計画を当初から想定することを求める。

最後、5項目として、この高輪築堤によって可能となった日本最初の鉄道に起源を有する鉄道事業者として、その先人への、努力への誠実な姿勢と社会的責任を果たすように強く要望します。こういうことを盛り込んだ要望書はきちんと1回出しておいた方がいいし、それ1回公にも公開しておいた方が教育委員会としての姿勢ということ、文化財保護という点からの説明責任としてもいいのではないかと思いますので、ぜひそれをここでお考え頂ければと思います。

○図書文化財課長 ただいまのご指摘の点、要望書を再度出すというご意見ありがとうございます。まず1街区から3街区までの対応については教育委員会の要望書も最低限受け入れて、計画変更したということで一定の評価をするということ。あと4街区について専門家の検討の期間を十分に与



えないままに方針を発表されたことについての遺憾の意を表明すると。それから4街区について歴史的評価という意味で非常に価値があるということに記載した上で、現地保存に向けた再考ということでもあります。それから5街区、6街区については保存を前提として当初から計画。それから日本最初の鉄道ということで、JRとして日本最初の鉄道事業者を承継するJRとして、社会的責任を果たすということを期待する。以上5点ございます。

先日中村先生の方からご意見がありました子ども向けの見学会を開催する。その点については、もし加えることがご了解いただけるようであれば、ぜひ入れてみたいと思うのですけれども。では子ども向けの見学会の開催についても要請をしていくということでもよろしいでしょうか。

もう一つ、先程の4街区の現地保存に向けた再考を期待するという部分なのですけれども、JRはあのような形で最終的な判断は出しているという点がございます。港区の文化財保護審議会の委員も検討委員会の方に委員長として入りまして、現地保存できないことがやむなしという判断をしているという、そういう経緯がございますので、改めてここで教育委員会が現地保存に向けた再考を要請するという事は、できれば控えたいと思うのですけれども、いかがでございましょうか。

○山内委員 その辺の色々間に入って調整で苦労されていたお立場としては、そういうお考えは理解できますけれども、一方で文化財保護審議会の要望書を見ても、可能な限り現地で保存できるように引き続き検討お願いしますというような意見もついている。私たちはそれを受けて要望書を出すということでもありますし、今申し上げたのも現地保存に向けた再考を強く期待するということであって、ある意味で向こう側にボールを投げ返すということですから、それに対して向こうが無視するのか。それともそれで態度を柔らかくするのか。それはこちらで見ればいいこと。こちらとしては「再考を期待する」という表現であれば、色々間に入ってこられたお立場についても留意した文言になるのではないかと考えてご提案したという次第です。

○図書文化財課長 再考を強く期待するという表現であればということもございます。今後埋蔵文化財調査が進む中、場合によっては中からものすごい遺構が見つかるというケースもない訳ではございません。実際にそういう例も全国の埋蔵文化財の発掘現場の記録保存調査の中でそういうことがあるという話も聞いておりますので、そういう意味も含めて再考、もし万が一のときには再考を強くということは、JRの側もそこは理解されるのではないかと思います。

○教育長 星川部長、どうぞ。

○教育推進部長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。プレスについては反省する点がございました。申し訳ございませんでした。先程江村の方からお伝えしていますように、こちらの文化財保護審議会の委員が昨日の意見書を出すに当たりましては、委員の中の谷川教授がこちらの委員会の委員長を務めたという趣旨を十分に配慮した上で、一定程度を出すということになっております。

記述の中で山内先生の方からおっしゃっております、可能な限り現地で保存できるように引き続き検討をお願いしますというところなのですけれども、要は1から4街区については谷川教授が入

った方向性がある程度委員としても理解した上で、Ⅱ期工事に当たる5・6街区について、くだりからそのような記述になっているというふうに理解しております。

文化財保護審議会の委員がこれを出すに当たっては、少なくとも委員会が出したJRの見解を含めたものについては遺憾の意は表しますけれども、一定程度その部分については理解しているという形を出していると理解しております。そのような内容になっております。

○山内委員 ありがとうございます。その点は私も理解しているつもりですが、しかし今後も第5・6街区についてもきっとこの谷川先生を中心にした方たちとJRの非常に難しい折衝というのは続くことは考えられる。そういう意味で谷川先生がもっと強くその中でできるためにも、この教育委員会としてもそういう姿勢をしっかりと持っているのだということを示しておくことが重要であって、しかし谷川先生のお立場を考えても、なんと言うのでしょうか。谷川先生ご自身もその中でお役目を果たしていただけるということも必要ですから、こちらとしては先程申し上げたように現地保存に向けた再考を期待するというような形で、教育委員会としては意見を出してはどうかということをお願いしました。それは何も谷川先生のお立場を否定しているものではないと思います。

○教育長 ありがとうございます。それでは教育委員会としての意見書については、今日頂いたご意見を踏まえまして、改めて最終調整させていただいた後に、時期の関係もありますので持ち回りになると思いますので、確認をさせていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。この件についてはよろしいでしょうか。中村委員、どうぞ。

○中村委員 質問なのですが、文化財保護審議会と教育委員会の関係というのはどういう関係なのか、組織上は。文化財保護に関しては。

○図書文化財課長 港区教育委員会の附属機関として、港区文化財保護審議会を設置しているというものになります。

○中村委員 附属機関ということは、審議会の意見を聴いて教育委員会としては教育委員会の判断はできると、そういうような位置づけと考えてよろしいですか。

○図書文化財課長 附属機関である審議会に意見を聴いて、教育委員会が意見を言うことができます。

○中村委員 言葉尻を取るようで申し訳ないのですが、附属機関としての位置づけである以上、例えば審議会が何らかの外部的な機関に意見を出そうとしたら、それは基本的には教育委員会を通さなくてもいいのですか。教育委員会は通さなくて、審議会の意見というのは出してしまってもいいのですか。それは気になるのですけれども。

○図書文化財課長 その点はございましたので、そこで書面上も港区文化財保護審議会構成員という肩書で、この有識者の方々がJRに対して意見を述べているという形になっています。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかはよろしいですか。

○寺原委員 意見としては今までに出ているところと共通なので、繰り返すことはしませんが、普段、私は、この教育委員会はとても風通しがよくて、委員と事務局との信頼関係もできているなどと思って参加しています。定例会や臨時会のとき以外にもお電話で説明して下さったり、メールを下

さったりして、恐縮するくらい丁寧に進めていただいていると感じていたので、今回この重要な事項についてそういうことがなかったというのが逆にショックです。私も、中村委員がおっしゃった審議会との関係が気になっていて、構成員とすることで審議会ということではなくなり、そうすれば教育委員会の承認を得なくても出せるということでしたが、この件については委員がみんな関心を持っていたということも、これまでの経緯でご存知だと思いますので、この件に限らず今後も信頼関係を持ってやっていくためには、手続は踏むべきところは踏む。抜け道的なことというのは避けていただいた方がいいのかな、その点を申し上げておきます。

○図書文化財課長 手続につきましてはご指摘も踏まえまして、今後十分に反省を生かして、注意してまいります。ありがとうございます。申し訳ございません。

○教育長 寺原委員からもお話がありましたように、きちんと今後は対処していきたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

### 3 令和3年度学級編制等について

○教育長 それでは次に「令和3年度学級編制等について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは本日付資料ナンバー3を御覧いただければと思います。「令和3年度学級編制等について」でございます。こちらにつきましては令和3年4月当初の区立幼稚園、小・中学校の学級数及び園児・児童・生徒数等について報告させていただくものでございます。

報告項目が多くなりまして大変申し訳ありませんが、1番から9番ということになってございます。簡単に内容をご説明させていただきます。2ページ目を御覧ください。総括表になってございます。こちらは幼稚園の方ですけれども、特徴的なところとしては142名減少しております。こちらにつきましては生まれている人口……が減っておりますけれども、令和元年よりも少し多いぐらいなんです。に關してもまだ減っているというような状況が見取れるところは特徴的でございます。

小学校につきましては17学級増えておりまして、320名増えております。こちらに関しましても、320名单純に増えて、35人学級が1年生、2年生ということで先程の報告で進んできておりますので、教室数に与えるインパクトというのがこちらは大きくなっている状況でございます。

続きまして中学校ですけれども、こちら119名増えてございます。こちらは人口が増えているということも一因になろうかと思いますが、公立学校を選ぶ人が極端にパーセンテージで増えたということではございませんので、よろしく願いいたします。

続きまして幼稚園の方を少し詳しく見ていきますと、これまで高輪幼稚園と麻布幼稚園は抽選をしておりましたけれども、これは抽選ではなくなったという状況で、相変わらず芝浦と南山が抽選だった。にもかかわらず142名が減ったという状況になっているところでございます。

続きまして3ページを御覧いただければと思います。区立小学校のところでございますが、最終的には17クラス320人ですけれども、この増減というのが右側の増減のところに出ております

けれども、減っているところと増えているところということで、一律に全部増えているというような状況ではないというのが見て取れるというところでございます。やはりこういったところに地域差が出てきているのかなと思っております。

次に4番、5ページ目になりますけれども、区立中学校の方でございまして、こちらはつきましては、抽選は港南中学校が抽選から抽選でなくなったということで、三田、高松、六本木が相変わらず抽選だったということになってございます。少し御成門と高松が減っております。あと、赤坂も少し減っておりますけれども、ほかは増えているという状況でございまして。あと特徴的なところはお台場学園の港陽の方ですけれども、1年生が39名ということで、昨年が14名だったということから考えれば増加しております。そのかわり御成門の方を見ていただきますと、去年103名だったものが79名ということで、大体御成門に行っていたのかなという生徒が地元のお台場学園の方に進んだというふうに見て取れるかと思っております。

続きまして6ページでございまして、日本語学級の学級及び児童数でございまして。こちらは1年生0になってございますが、こちらは大体例年6月から9月にかけて、海外の方から来られる方々が基本的にこの部分でどんどん増加をしていくというところで、例年と大体同様でございまして。6年生から中学校1年生に変わるときには人数が増えておりますので、そういった形で小学校、中学校の人数構成比になってございます。

続きまして7ページでございまして、区立小学校の特別支援学級の学級数及び児童数でございまして。こちらにも増加の傾向でございまして。基本的に121名、4名増えております。ただ、ここが一番特徴的なところは今年度から高輪台の方に、高松中学校の校舎の中ではありますけれども、高輪台小学校の固定学級が1校できてございます。

区立中学校の方につきましては記載のとおりですけれども、少し増えているという状況。4名ですけれども増えているという状況になってございます。

最後のページでございまして、港区立小・中学校の特別支援教室の利用児童・生徒数でございまして。各学校に設置をされております特別支援教室につきましては増減はありますけれども、トータル的には増えているという状況が見て取れています。やはり、子どもに対するこういった教室での配慮ということが、理解が進んできたのかなというふうに見ておるところでございまして。

簡単ですが、説明は以上でございまして。

○教育長 補足でちょっと説明をさせていただくのですが、幼稚園の方がこの総括表で見ただくとお分かりのように、142名減少ということで、ただ、これは港区だけの減少ではなくて23区も同じような状況で、これは幼児教育、保育の無償化の影響がやはり出ているのではないかなというふうな形で、現在中身について検討しているところ、検証をしているところでございます。

ただいまの報告についてご質問等はございますでしょうか。

○中村委員 私の知識がないので確認なのですが、特別支援学級と特別支援教室の違いって何ですか。教えてください。

○教育指導担当課長 特別支援学級は知的障害があるお子さんが概ね、概ねというか在籍して、日

常そこの教室で過ごします。特別支援教室は原則知的障害がなくて、通常の学級、例えば1年1組とか在籍しているのですけれども、月曜日の4時間目だけそこの教室に行って勉強をして、また教室に戻ってくるというのが特別支援教室です。では

○中村委員 では障害の程度が軽いということですか。

○教育指導担当課長 原則知的障害のない子が特別支援教室。

○中村委員 ということは学力が低い子ということですか。

○教育指導担当課長 発達障害であるとかADHDとか、ああいったお子さんが社会にうまく適応するために、別のカリキュラムで勉強していくことで、より良さを伸ばしていくというような考え方です。

○中村委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。田谷委員、どうぞ。

○田谷委員 佐々木さん、すみません。もう1回中学校の在籍人数が増えた件について、原因みたいなところをもう一度お聞かせいただきたいのですが。

○学務課長 新入生の生徒が10人以上増減した、増加したところと減少したところありますけれども、基本的には6校ございまして、減少したところが、御成門と高松が少し減っております。港南中学校と白金の丘、赤坂中学校、港南中学校については増えています。基本的に増えたところは学区人口が増えたもので、その学区が増えたものにプラスして、指定校、地元の中学校の入学人数が増えた、割合が増えたということが大きくなってございます。

あと、減った御成門中学校については学区外の就学人数が減ったことによって、先程も港陽中学校が増えたというときに、港陽の学区の方々が御成門中を選ぶ人が減ったという説明をちょっとさせていただきましたけれども、高松中学校も学区外の入学人数が減ったことによって減っているところでございます。こちらも42名あったものが25名ということで減っている。そういった状況でございます。

○田谷委員 どうも課長ありがとうございます。一概に公立中学校の人气が上がったということではないようですね。

○学務課長 去年に比べると1%ちょっと、確かに区立中学校を選ぶ方が増えたのは事実ですけれども、ここ3、4年のところを比べますと大体同じところあたりを行き来していると。そういった状況でございます。

○田谷委員 ありがとうございます。各中学校も色々教育には努力されて、色々な成果を目指していると思いますので、その辺のところは祈って、もっともっと公立中学校人気が出たらいいなと思っております。よろしく願いいたします。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

#### 4 令和3年度いじめ問題対策連絡協議会等の実施予定について

○教育長 それでは次に「令和3年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の実施予定について」説明

をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは資料4を御覧ください。「令和3年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の実施予定について」報告をさせていただきます。

こちらはいじめ問題対策連絡協議会というのが年1回ございまして、区長をトップとする会議となっています。それから港区教育委員会いじめ問題対策会議というものが年3回ございまして、こちらは浦田教育長がトップとなっております。後程ご紹介しますが、その構成員と内容について、スケジュールの内容についてご報告をさせていただきます。

では1ページの項番1を御覧ください。こちらのいじめ問題対策連絡協議会は、先程言った区長がトップの会でございます。5月18日10時からということで予定しておりますが、緊急事態宣言が取れたら参集でと考えてございますが、今その調整をしているところでございます。

議事の内容としては特にイのところですが、今回の「コロナいじめ」についてというところで、コロナでいじめがあったという直接のものはたまたま報告が上がってきていないので、こちらとしてはなかったのかなと思っているのですが、そういったところで、可能性があったのではないかとか、こんな例についてやっていかなければいけないとか、そういうことについて報告をさせていただく。それからSNSのトラブルの未然の防止というのが、すごく昨年度1年間多かったという傾向がございますので、そちらについても報告をさせていただき、各委員と意見交換をするような内容になってございます。

続きまして項番2、これは3回あるといった教育長トップのいじめ問題対策会議でございます。1回目が7月2日、2回目が11月12日、3回目が2月3日となっております。1回目は昨年度の反省も含めて、ふれあい月間というのを年間3回やっていますので、そこでのいじめのこととかをもう一度ご報告させていただいて、どんなきっかけで見つかったであるとか、子どもたちがどんなふうに関わったのかとか、そういうことについても報告をする予定です。

2ページ目を御覧ください。2回目と3回目は学校で特にその時期に起こってしまったいじめの現状を包み隠さず出させていただく。昨年度の反省で、どちらかと言うといじめがあって、解決していくプロセスであったり、学校はこういう対応をしたのだけれども、その対応についてあまり、もうちょっとこういうふうにした方がよかったのではないかとということを広く色々な方から意見をもらうような内容だったのですが、解決していない事例とかがあれば、そういったものも挙げたらいいのではないかと意見ももらっていますので、そこは工夫して挙げていきたいなと思っています。

項番3です。これは区長をトップとする会が(1)のところの構成員になっています。なお、「※」が付いている方が今年度からの委員になっています。それから(2)が教育長をトップとする会議で、最後の4ページを御覧ください。港区教育委員会いじめ問題調査委員会、こちらはいじめが起こったときに調査を依頼する委員さんのメンバーでございます。

簡単でございますが以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

## 5 令和3年度小中学生国内イングリッシュ・キャンプについて

○教育長 それでは次に、「令和3年度小中学生国内イングリッシュ・キャンプについて」、説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは資料ナンバー5を御覧ください。「令和3年度小中学生国内イングリッシュ・キャンプについて」でございます。報告をさせていただきます。

令和3年度の港区小・中学生海外派遣は、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って、例年ですと海外派遣という形でオーストラリアに行かせていただいているのですが、それは中止として、代替のプログラムとして、沖縄県において3泊4日の国内イングリッシュ・キャンプを実施したいと思います。

項番1を御覧ください。今言ったことが代替事業として考えていることということで、書かせていただいています。

項番2です。「イングリッシュ・キャンプのねらい」として、ここに書かせていただいています、国際理解教育、国際感覚の基礎を培うということが大きな特徴となっております。

項番3です。「実施日時」です。令和4年の3月26日から29日の3泊4日ということです。実施場所が沖縄県那覇市及び北谷市です。

項番5、「団員」のところです。小学校6年生40名、中学校2年生40人と考えてございます。引率者が全体で9名で、小学校が芝浦小学校の三浦校長、中学校が御成門中学校の佐藤校長ということで考えてございます。その他、小中学校の教員が4名と、学校教育部長、今予定になっていません。指導主事2名が……。

では2ページ目を御覧ください。行程についてはここに書かせていただいています、1日目は着いて、留学生と生徒・児童が2名ずつと、ごめんなさい。子ども2名と留学生で3人のグループで色々回ったりするのですが、そこで1日目から会って、2日目が現地外国人家庭で1日ホームステイ、泊まらないのですけれども、ホームステイをするというような形で考えています。3日目が午前中がフィールドワーク。テーマについては小学生が「沖縄を紹介しよう～沖縄の自然、文化～」、中学生が「沖縄の紹介をとおして、沖縄の未来について考えよう」。これ、持続可能な社会の担い手ということも踏まえて、こういうテーマにしてございます。

そして午後はフィールドワークの振り返りをして、夜は各留学生がたくさん色々な国の留学生がいるので、そちらの方の話なんかも聞くと。最後に現地の学びを振り返ってオンラインの配信を発表した上で、それを保護者の方たちにオンライン配信をするという内容でございます。

項番7です。実施の可否について、これもなかなか今緊急事態宣言が出ている中、今後どうなっていくかというところはなかなか難しいところではございますが、来年の1月28日までには実施判断をします。もっと早い段階にできないかというところ、では何を拠り所にするところがあるので、一応練った結果がここになってございます。

判断基準としては二つ挙げさせていただいています。東京都と沖縄県の方に緊急事態宣言やまん

延防止等重点措置等が発令されていたら中止。それから都や県境をまたぐ移動制限措置がされていることがあれば中止という形になります。

もし中止と判断した場合には3ページを御覧ください。今年度港区の教育センターの方で行わせていただいたMINATOイングリッシュプログラムという形に変更させていただきます。こちらの日程については同じ日程でやらせていただきます。小学校が泊まりがないので26、27。中学校が28、29というような形になります。

簡単ではございますが以上でございます。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

#### 16 緊急事態宣言の再発令に伴う幼稚園、小中学校の教育活動について

○教育長 次に「緊急事態宣言の再発令に伴う幼稚園、小中学校の教育活動について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは報告資料ナンバー16を御覧ください。「緊急事態宣言の再発令に伴う幼稚園、小中学校の教育活動について」ということでございます。先生方にはすみません、メールや電話等を入れさせていただいて、簡単にご連絡はさせていただきましたが、今回きちんと報告をさせていただきます。

今回は4月1日に先生方には前回見ていただきましたが、ガイドラインの改訂版というものを出版させていただいて、その中に新型コロナウイルスの「緊急事態宣言期間等の学校運営編」というものを新しく入れました。なので、そこを踏まえつつ、今回の東京都の通知等も踏まえて、今回はこのような対応をさせていただきますという報告になります。

項番1を御覧ください。今回4月23日に国から出された緊急事態宣言を踏まえて、あと東京都の緊急事態措置を踏まえまして、都立学校の部活の自粛や高等学校での一部分散登校、オンラインを活用した学習保障の方針というのが打ち出されていまして。それを受け、区立幼稚園、小中学校に対しては、その際に一斉休業を求めないものの、都立学校を参考にした対応を行うようという要請がございましたので、以下今からご紹介させていただくような対応をさせていただきます。

項番2を御覧ください。緊急事態宣言期間中の学校運営ということで、全部で5点挙げてございます。1点目が、飛沫リスクが比較的高い教育活動、もう緊急事態宣言中ですので、こちらは中止すると。

2番目のところで、緊急事態宣言中は人の流れを抑制するという趣旨から、小中学校では、感染不安や登校自粛により家庭学習が可能な児童・生徒に対して、オンライン活用をして学びを保障すると。昨日も、実はどのぐらいコロナ不安の方がいるかというのを確認をさせていただいて、大体1割ぐらいのお子さんが全体で、家でオンライン授業を受けたりしています。

今回の場合は黒板に先生が書いたり、説明しているところを置きっ放しなしのカメラで写して、それを不安な方は家でTeamsでつないで見るといような形を取らせていただいています。で、学びの保障ということで考えています。



3番が幼稚園のことですが、不安な自粛する場合には、教員が電話するなど幼児の心もケアしていきますよというところと、一応ごっこ遊びとかで密になりがちなのですけれども、広いところで工夫をしていただいて、例えば風呂敷広げてその中に座るのも、大きいレジャーシートを敷いて密を避けるような形で遊びを工夫するとかということ伝えていきます。

4番目が幼稚園、学校で感染することを防ぐために、やはり家庭における感染症の徹底についても、防止の徹底についても図るようにしてくださいというようなことで伝えてございます。なので、学校、園に在籍している人以外の来校は基本原則制限をするというような形を取らせていただきます。

5番目には学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、幼児・児童・生徒の状況を的確に把握した上で、悩みや不安を抱えている場合は、しっかりスクールカウンセラー等にもつないで支援するよということ打ち出してくださいということをお願いいたします。

大きな3番になります。ここは幼児・児童・生徒に対する指導について書かせていただきます。大きなところで言うと、(2)のまん延防止のときには、外で2メートルあけてリコーダーとかとなっていたのですが、そのところがやっぱり飛沫感染とかにつながる場所は禁止ですよということを書かせていただいています。

あとは部活動です。緊急事態宣言が発令されている期間中は部活動の練習、大会・コンクールへの参加、対外試合・合同練習等の実施については中止という形にさせていただきます。

それから3ページを御覧ください。家庭における感染症対策の依頼というところを細かく出させていただいているので、きちんと家庭にも伝える。それから5番の教職員等の健康管理、これも教職員からうつりかねませんので、基本的な感染症予防対策を徹底してくださいということを出させていただいております。

最後のところですが、これは現時点における判断でありまして、今後の感染症の状況の変化等に伴って、登園・登校の制限や教育活動の内容の変更が必要な場合には状況に応じて見直しますというふうに書かせていただいております。

なお、すみません。別紙をおつけしているのですが、まん延防止等重点措置期間、4月12日から4月24日までと、緊急事態宣言の再発令の期間4月25日から5月11日までということで、主に変わったところを新旧対照表のような形で書かせていただいております。

長くなりました。それとすみません、私説明を間違ってしまったのですが、先程私、1割と言ってしまったのですが、登校を自粛した形を「1割」と言ってしまったのですが、すみません、「1%」でした。申し訳ありません。以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○田谷委員 参考までに分かれば教えていただきたいのですが、もし駄目だったら後日でも結構なのですが、項番2の(5)のところ、「スクールカウンセラー等による支援を行います」というご説明があったのですが、これで挙がってきている案件とかいうのはございますでしょうか。いかがでしょうか。

○教育指導担当課長 今現時点でこちらに挙がってきているという案件はありません。ただ、ちょっと気になるような案件があったらすぐにこちらに挙げてくださいますという事は、各学校にお願いをしていますので、また、挙がってきた際にはご報告したいと思います。

○教育長 田谷委員、どうぞ。

○田谷委員 課長、どうもありがとうございます。児童・生徒に対する指導とかというのを見ますと向かい合わせで話をしてはいけないとか、体育の授業や音楽の授業で大分規制があるようですので、子どもたち大分ストレスを感じていると思います。

そういう内容をそういったカウンセラーの方から挙げていただいて、教育委員会としても何らかの今後に対応が必要かと思われまますので、その辺のところをよろしくお願ひしたいと思ひます。今後も重要な検討課題として挙げていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○教育指導担当課長 承知いたしました。ありがとうございます。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかががでしょうか。山内委員、どうぞ。

○山内委員 大筋ではこういう対応でよろしいのだと思ひますけれども、あえて今後のためにということでは意見を挙げると、例えば部活動です。小学校って本当に活動を止めなければいけないというようなことを、もう少し丁寧にも考えてもいいのではないかと。やはり安全を守りながらできるだけ発達段階に応じて、日常の活動を維持するということが大事。

先程のお話だと都立高校の指針を基準にしたということですがけれども、例えば高校の、特にスポーツのクラブ活動と小学校のスポーツのクラブ活動、やっている内容も頻度も全く違う訳です。それから部活動も内容によっても小学校の中の部活動の対応の場面。そうするとそこはもっと柔軟に判断してもいいのではないかと。いうふうには、私自身は考えます。

一方で今、変異ウイルスの状況を見ていると、子ども間での感染が以前よりは密度が高くなっている可能性がありますので、そういう状況に応じて柔軟に判断をということもしていただきたい。リスクの状況を見ながら、その中で安全と子どもの日常とどう維持するか。都の方向の指針に一律に従うのではなくて、小学校、中学校に応じて合理的に、柔軟に判断したらいいのではないかと。いうふうには、私自身は思ひます。私からは以上です。

○教育指導担当課長 山内先生、ありがとうございます。今回、やはり学校の施設開放等も止めている関係もございまして、今までの緊急事態宣言をより、というところがございまして。なので、今後都大会とかそういうのに向けての予選会とかありますので、そこについては例えば緊急事態宣言が延びていく段階でも、今先生におっしゃっていただいたように、どうしていくかということはその状態に応じて港区独自の判断ということもあるのかなと思ひております。今後についてまた協議していきたいと思ひます。貴重なご意見ありがとうございます。

○山内委員 どうもありがとうございます。ぜひ、よろしくお願ひします。

施設開放を止めるということは、必ずしもそれにだからって気兼ねする必要はなく、やはり学校という施設は元々が学校の教育事業のためのものなものですから、その安全を維持するためにも施設開放を一旦止めるというのは当然あつていい。だからと言って、生徒の部活動を過度に萎縮する

必要はありませんから、ここはやっぱり合理的に判断されるといいかなと。

○教育指導担当課長 承知いたしました。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

- 6 後援名義等の3月使用承認について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の3月事業実績について
- 8 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 9 生涯学習スポーツ振興課の5月事業予定について
- 10 図書館の3月分利用実績について
- 11 図書館・郷土歴史館の3月行事実績について
- 12 図書館・郷土歴史館の5月行事予定について
- 13 図書館の令和2年度利用集計について
- 14 5月教育人事企画課事業予定について
- 15 みなと科学館の3月利用状況について

○教育長 それでは次に「後援名義等の3月使用承認について」と「生涯学習スポーツ振興課の3月事業実績」及び「生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況」と「5月の事業予定について」、それと「図書館の3月分利用実績について」、「図書館・郷土歴史館の3月行事実績について」及び「5月行事予定について」、「図書館の令和2年度利用集計について」、「5月教育人事企画課事業予定について」、「みなと科学館の3月利用状況について」は定例報告ということで資料の配布をさせていただきます。

各報告事項について、ご質問等がございますでしょうか。よろしいですか。それでは報告事項は以上とさせていただきます。本日より予定をしている内容については全て終了しましたが、委員、または説明員の皆さんから、その他何かがございますでしょうか。

○学務課長 時間がないところ大変申し訳ございません。情報提供を1点させていただきたいと思っております。令和3年度小・中学校の移動教室、夏季学年修学旅行等の日程等についての情報提供でございます。

本来であれば4月15日、16日にあと4月22、23日で全ての实地踏査を終わらせるつもりでした。まん延防止等の状況にありましたので、こちらも全て实地踏査は中止をさせていただいた上で、まだできていない状況でございます。

中学校の移動教室については、本来5月7日から始まる予定でしたけれども、こういった緊急事態宣言が出されているというところから、今5月中の宿泊行事については全て後ろ倒しになってございます。6月のも今实地踏査の関係からどうするかということ調整をしているところですが、5月11日に緊急事態宣言が明ければ、17日、18日に实地踏査をしながら小学校の移動教室ができないかと、色々なことをなるべくやりたいという方向で状況を進めているところでございます。ただ、日々状況が変わってございますので、こういった状況提供という形で行わせて

いただきました。よろしくお願いいたします。以上です。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。それでは本日はたくさんの意見を頂きまして、特に築堤に関しましてはプレスの関係も含めて、これまで各教育委員の皆さんに報告していたこれまでの手続と若干齟齬が生じて、ご迷惑をおかけした部分もごございます。今後については改めて特に今本当にコロナの関係も含めて、様々なことが日々変わっていく状況にありますので、その変わった内容、あるいは情報については適宜皆さんの方にきちんとお知らせできるように、改めて努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

「閉会」

○教育長 これをもちまして閉会といたします。次回は定例会は5月11日、火曜日午前10時からの予定でございます。よろしくお願いいたします。

本日は長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 中村 博